

第 6125 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月24日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## ⇨ 相続放棄と配偶者の相続税額の軽減

**Q**: 昨年、夫が亡くなりました。相続人は、私と子供の2人ですが、子供が相続を放棄しました。この場合、配偶者の相続税額の軽減はどうなりますか？

**A**: 相続財産の2分の1が軽減対象となります。

### 【解説】

被相続人の配偶者が相続又は遺贈により財産を取得した場合、その配偶者について、配偶者の法定相続分に相当する金額(1億6千万円の方が多い場合は、1億6千万円)まで相続税が課税されないこととなっています。これを配偶者の相続税額の軽減といいます。

この場合の法定相続分とは、民法の規定による相続分をいいますが、相続の放棄があった場合にはその放棄がなかったものとした場合における相続分をいいます。

ご質問の場合、子供さんが相続を放棄されたということですが、この場合の法定相続分は、その放棄がなかったものとして考えますので、税額軽減の対象となる配偶者の法定相続分は2分の1となります。全財産を相続しても、全額が対象になるわけではありませんので、注意してください。

なお、仮に他の相続人が存在せず、あなただけが相続人であるという場合は、法定相続分が「1」となりますので、全財産が税額軽減の対象となり、税額は算出されません。

